

# 資料編

- 1 計画見直しの体制
- 2 計画見直しの経緯
- 3 過去の温室効果ガス削減目標および  
基準年度
- 4 秋田市環境基本条例
- 5 用語解説
- 6 秋田市役所環境配慮行動計画
- 7 秋田市ゼロカーボンシティ宣言

## 資料編

### 1 計画見直しの体制

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、本計画の策定等に関する協議等を行うため、「秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会」を設置しています。本市域における地球温暖化対策の推進に関係を有する民間事業者や市民団体、学識経験者等で構成されています。

#### 委員名簿

|    | 氏名      | 職・所属等                                          | 備考   |
|----|---------|------------------------------------------------|------|
| 1  | 菅 原 拓 男 | 秋田大学名誉教授・秋田市環境審議会※会長                           | 委員長  |
| 2  | 浅 野 雅 彦 | 秋田商工会議所 事務局長                                   | 副委員長 |
| 3  | 高 橋 敏   | 東北電力ネットワーク株式会社<br>秋田電力センター 総務課長                |      |
| 4  | 小 倉 俊 彦 | 東部ガス株式会社秋田支社<br>お客様サービスグループ マネージャー             |      |
| 5  | 斉 藤 鉦 二 | 秋田県石油商業協同組合 専務理事                               |      |
| 6  | 松 田 久 樹 | 秋田なまはげ農業協同組合 担い手支援室長                           |      |
| 7  | 石 川 平 臣 | 秋田中央森林組合 代表理事組合長                               |      |
| 8  | 伊 藤 仁   | 一般社団法人秋田市建設業協会 会計理事                            |      |
| 9  | 斎 藤 俊 二 | 秋田製錬株式会社 環境安全部長                                |      |
| 10 | 大 杉 寛   | 日本製紙株式会社秋田工場 工務部長代理                            |      |
| 11 | 桃 崎 富 雄 | 秋田市環境活動推進協議会※ 会長                               |      |
| 12 | 福 岡 真理子 | 秋田市地球温暖化防止活動推進センター※<br>一般社団法人あきた地球環境会議 理事・事務局長 |      |
| 13 | 忌 部 守 人 | イオン東北株式会社 総務部長                                 |      |
| 14 | 三 杉 孝 昌 | 公益社団法人秋田県トラック協会 専務理事                           |      |
| 15 | 桜 庭 佑 己 | 秋田県生活環境部温暖化対策課 主査                              |      |

(令和4年10月31日現在)

■ 秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会設置要綱

(平成27年5月18日市長決裁)

(設置)

第1条 秋田市地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）の策定等に関する協議を行うため、秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定等に当たって市長に意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における地球温暖化対策の実施に当たって必要とする事項

(組織および任期)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、市民、事業者および地球温暖化対策に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 協議会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、協議会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、主宰する。

2 協議会は、委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境総務課に置き、事務局長は、環境部環境総務課地球温暖化対策担当課長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

## 2 計画見直しの経緯

### 【令和3年】

6月 第3期秋田市地球温暖化対策実行計画公表

### 【令和4年】

2月 2日 令和3年度策定等協議会

- ・2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量現況推計結果の報告
- ・秋田市役所における基本方針の実施状況の報告

5月14日 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量現況推計調査業務委託（～2023年1月31日）

温室効果ガス排出量将来推計等業務委託

（～2022年9月30日）

5月30日 令和4年度第1回策定等協議会

- ・2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量現況推計結果の報告
- ・実行計画改定の概要、背景等について説明、協議
- ・秋田市役所における基本方針の実施状況の報告

11月 7日 令和4年度第2回策定等協議会

- ・実行計画改定素案について説明、協議

12月 素案に対する意見募集（パブリックコメント）

（実施期間：2022年12月16日～2023年1月16日）

### 【令和5年】

2月 2日 令和4年度第3回策定等協議会

- ・パブリックコメントの結果報告、意見対応の内容説明
- ・改定案、概要版について最終協議

3月 改定完了、公表

### 3 過去の温室効果ガス削減目標および基準年度

#### (1) 第1期

##### ア 計画期間

2011（平成23）年度から2050（令和32）年度まで

中期：2020年度

長期：2050年度

##### イ 基準年度

1990（平成2）年

##### ウ 温室効果ガス削減目標

短期目標：2012年度までに1990年度と同レベル（±0%）

中期目標：2020年度までに1990年度比－10%

長期目標：2050年度までに1990年度比－40%

#### (2) 第2期

##### ア 計画期間

2016（平成28）年度から2050（令和32）年度まで

短期：2020年度

中期：2030年度

長期：2050年度

##### イ 基準年度

2005（平成17）年

##### ウ 温室効果ガス削減目標

短期目標：2020年度までに2005年度比－10%

中期目標：2030年度までに2005年度比－25%

長期目標：2050年度までに2005年度比－60%

#### (3) 第3期

##### ア 計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和8）年度まで

##### イ 基準年度

2013（平成25）年

##### ウ 温室効果ガス削減目標

2030年度までに2013年度比－26.8%

## 4 秋田市環境基本条例

平成11年3月19日

条例第15号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第6条）

#### 第2章 基本施策等

##### 第1節 施策の基本方針（第7条）

##### 第2節 環境基本計画等（第8条―第10条）

##### 第3節 基本施策（第11条―第25条）

##### 第4節 地球環境保全（第26条）

#### 第3章 秋田市環境審議会※（第27条―第31条）

#### 附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。 )および悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本施策等

### 第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

### 第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会※の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3節 基本施策

(規制的措施)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措施)

第12条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第14条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史的および文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第18条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第19条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第20条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

#### 第4節 地球環境保全

第26条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

#### 第3章 秋田市環境審議会※

(設置および所掌事務)

第27条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会※(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第28条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第29条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(専門委員)

第30条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### ◆秋田市環境活動推進協議会

市民、事業者および行政のパートナーシップのもとに、協働して環境活動に取り組み、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的として2001年（平成13年）7月に設立された民間団体。主に環境美化（清掃活動）やごみの減量・リサイクルを推進するため、情報誌作成等の啓発活動や優良実践団体への表彰を行っている。近年、増加傾向にある家庭からの温室効果ガス排出量の削減対策について、より積極的な活動を展開していくため、2003年（平成15年）7月に「地球温暖化対策地域協議会」として環境省に登録した。

#### ◆秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例第27条第1項の規定に基づき、平成11年10月に設置された、学識経験者や各分野の代表者等で構成する、本市の環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議するための市長の諮問機関。

#### ◆秋田市地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化の推進に関する法律第37条第1項の規定に基づき、秋田市長からの委嘱を受けて、地域における地球温暖化対策に関する活動をボランティアで行っていただく方のこと。

#### ◆秋田市地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を適正かつ確実に実施できる団体として秋田市から指定を受けた団体のこと。啓発活動や広報活動のほか、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策活動を行う民間団体の支援活動、相談受付、助言および調査分析活動等も行う。

#### ◆あきた次世代エネルギーパーク

平成26年10月に経済産業省資源エネルギー庁の次世代エネルギーパークに認定され、以後あきた次世代エネルギーパークと称して市内に数多くある新エネルギー施設への見学を行い、見学者にエネルギーへの理解を深め、地球温暖化問題やエネルギー問題を考えるきっかけづくりを行っている。

**◆秋田市の温室効果ガス総排出量**

本計画における温室効果ガス排出量は、国が示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、エネルギー使用量や社会経済等の活動量の実績値を可能な限り用いて推計しているが、実績値の取得が困難なものは、国や県等の統計値の按分により求めている。

**◆エコドライブ**

環境に配慮した自動車の使用のこと。具体的には、①ふんわりアクセル「eスタート」、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離そう、④エアコンの使用は適切に、⑤ムダなアイドリングはやめよう、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑧不要な荷物はおろそう、⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう、⑩自分の燃費を把握しよう の10項目のことをいう。

**◆エネルギー起源CO<sub>2</sub>**

燃料の使用や他人から供給された電気、熱の使用等、エネルギーの消費により発生する二酸化炭素のこと。

**【か行】****◆環境マネジメントシステム**

組織や事業者が、その運営や経営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、そのための工場や事務所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

**◆カンクン合意**

2010年（平成22年）12月にメキシコのカンクンで開かれた国際連合枠組条約第16回締約国会議（COP16）で採択された、2013年（平成25年）以降の地球温暖化対策の国際的な枠組。京都議定書※では温室効果ガス排出量の削減義務が課されていなかったアメリカや中国等を含め、全ての主要国に対して、温室効果ガスの排出削減を求めることを定めた。また、途上国に対しては、地球温暖化対策支援のため、年間1,000億ドル規模を目標とした、緑の気候基金を設立することなどを定めた。

**◆気候変動適応計画**

気候変動適応法第7条に基づき、政府が気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年（平成30年）11月に策定したもの。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むこと等、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示している。

**◆気候変動に関する国際連合枠組条約**

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目標とし、締約国の一般政策目標と、その実現のための枠組を定めたもの。1992年（平成4年）の国連環境開発会議（UNCED）において、155カ国が署名した。先進締約国に対し、温室効果ガス排出削減のための政策の実施等の義務が課せられている。

**◆気候変動に関する政府間パネル（IPCC）**

Intergovernmental Panel on Climate Change の略称。気候変動の原因や影響について、各国政府間で議論・検討を行う公式の場1998年（平成10年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により協働で設置された。政府関係者に加え、世界有数の科学者が自由な立場で多数参加している。気候変動に関する最新の研究等について検証・評価し、科学的な知見を基に、社会・経済的な影響評価等の視点から検討を行い、各国の政府に助言を行っている。

**◆気候変動枠組条約締約国会議（COP）**

Conference of the Parties の略称。気候変動に関する国際連合枠組条約※の最高機関であり、温室効果ガス排出規制に関する国際的な合意形成を目的とし、毎年開催される国際会議。1995年（平成7年）に第1回会議が開催された。

**◆京都議定書**

1997年（平成9年）12月に京都市で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進国に対しては、1990年（平成2年）を基準年とした温室効果ガス排出量の削減について、法的拘束力のある数値目標を国ごとに定め、約束期間内に目標を達成することが定められた。

**◆グリーン購入**

商品やサービスの購入時に、環境負荷の小さいものを優先的に購入すること。消費生活の環境負荷を小さくするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことができる。2001年（平成13年）4月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が施行され、国等の期間にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めるよう定められている。

**◆クレジット制度**

森林経営の取組や再生可能エネルギーの導入等による、温室効果ガスの吸収量や排出削減量を売買可能な「クレジット」として認証する制度。購入者は、クレジットにより自らの温室効果ガス排出量を相殺することで、削減目標の達成等のために活用可能であり、販売者は、資金を活用することで、間伐や再造林等へのさらなる投資等による持続的な森林資源の循環利用が可能となる。

**◆高効率給湯設備**

ヒートポンプ※技術を利用し、空気の熱で湯を沸かす電気給湯器のうち、冷媒としてフロンではなく二酸化炭素を使用する「エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ※給湯器）」や、都市ガス・LPGガス等から燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電した際の廃熱を給湯に利用する「エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）」等の給湯器のこと。

**◆交通結節点**

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎ施設のことを指す。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素である「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等が挙げられる。

**【さ行】****◆再生可能エネルギー**

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料等と違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小規模水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差熱・バイオマス※等）、大規模水力および波力・海洋温度差熱等のエネルギーを指す。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得ることができる。



◆省エネルギー診断

工場やビル等の施設に省エネの専門家を派遣し、エネルギー使用状況の把握を行うとともに、各施設にあった省エネルギー対策の提案等を行うことをいう。

◆消化ガス発電

下水汚泥から生成される消化ガス（メタンを主成分とした可燃性ガス）を燃料に、ガスエンジン等を用いて発電するもの。

◆森林吸収量

樹木が成長のため光合成により二酸化炭素を吸収することを森林吸収という。この量は、森林を構成する樹木の成長量（空中写真や現地調査等を基にして算出）から推計することができる。

◆趨勢ケース

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合を指す。本市の温室効果ガス排出量の将来予測においては、今後、国や本市の追加的な対策を見込まず、現状のまま維持したと仮定し、各排出区分の直近年度の温室効果ガス排出量に人口等の社会的条件や製造品出荷額等の活動量の変化率を乗じ推計したもの。

【た行】

◆対策ケース

本市の温室効果ガス排出量の将来予測においては、本市、国等の行政機関、市民・事業者等の各主体が、実行可能な範囲で最大限の対策を行うことで削減できる量を趨勢ケース※から差し引いて推計したもの。

◆第三者所有モデル

エネルギーサービス事業者等が需要家の設置スペースに発電設備を設置および所有し、その設備で発電した電気を需要家が購入する仕組み。需要家は初期投資を抑えて発電設備を使用できる点や電力コストの削減というメリットがあり、事業者にとっては契約期間を長期に設定することで安定した収入が得られるというメリットがある。

◆地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に基づき、2021年10月に閣議決定された、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したもの。各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けており、日本が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるもの。

◆テレワーク

tele（＝離れた場所）とwork（＝働く）を合わせた造語。勤務形態の一種で、情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。

◆トップランナー制度

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）で指定する特定機器の省エネルギー基準を、基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）の性能以上に設定する制度。現在は32品目が対象となっており、2019年4月に新しい省エネ基準が施行された。

【な行】

◆ナラ枯れ

「カシノナガキクイムシ」がナラ・カシ類の幹に穴をあけて潜入し、体に付着した病原菌（ナラ菌）を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病で、感染した樹木は枯死する。秋田市では2009年（平成21年）に初めて被害が確認されている。

◆日本の約束草案

2013年（平成25年）に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）決定により、2020年以降の温室効果ガス排出削減目標の提出が各国に求められ、日本は「2030年度に2013年度比26.0%減の水準にする」との約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

## 【は行】

## ◆排出係数

電気やガス等のエネルギー使用から排出される温室効果ガス排出量を求めるための係数。温室効果ガス排出量は、各エネルギー源の使用量に該当する排出係数を乗じることで算出される。

## ◆バイオマス

農作物や木材、下水汚泥等、再生可能な動植物に由来する有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭等の化石資源を除く。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少なく、現在は新たな各種技術の開発により活用が可能になってきており、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

## ◆パリ協定

2015年（平成27年）にパリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、「京都議定書※」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組。世界共通の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」を掲げており、気候変動枠組条約に加盟する全ての国に温室効果ガス削減を義務づけている。

## ◆ヒートポンプ

空気中や地中等の熱エネルギーを熱交換器で冷媒に集め、その冷媒を圧縮機で圧縮してさらに高温にし、その熱エネルギーを利用するシステム。

◆非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

工業プロセス（工業材料の化学変化）や廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等により発生する二酸化炭素のこと。

## 【ま行】

## ◆松くい虫

「マツノマダラカミキリ」に「マツノザイセンチュウ」が寄生した総称。マツノマダラカミキリによって運ばれたマツノザイセンチュウが松の樹体内に侵入することにより発生し、感染した松は枯死する。秋田市では1989年（平成元年）度に初めて被害が確認され、その後、継続的な防除対策の実施により、被害は減少傾向にある。

## ◆緑のカーテン

日当たりの良い窓際等をアサガオやゴーヤ等のつる性の植物でカーテンのように覆ったもの。日差しによる室温の上昇を抑えるとともに、植物の葉から水分が蒸発するときに周囲の熱を奪うため、気温を下げる効果がある。

【アルファベット、数字】

## ◆COOL CHOICE

日本の温室効果ガス排出削減目標達成のため、家庭・業務部門において、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

## ◆ESCO事業

Energy Service Company の略称。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく光熱水費の削減を実現し、その結果得られる省エネルギー効果（メリット）を保証する事業をいう。顧客は、基本的に、省エネルギー改修経費、ESCO事業者への報酬等、ESCO事業に係る全ての費用を光熱水費の削減で得られた省エネルギー効果（メリット）で賄う。

## ◆IPCC第5次評価報告書（AR5）

IPCC※の役割は、地球温暖化とそれに伴う気候変動に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をそれまでに発表された研究成果を評価して報告書にまとめ、地球温暖化防止政策に科学的な根拠を与えることにあり、2013年から2014年にかけて公表されたものが第5次評価報告書（AR5）である。今回から、「RCPシナリオ※」に基づいて気候の予測や影響評価等を行っている。

## ◆LED

Light Emitting Diode の略称で、「発光ダイオード」と訳される。LED照明の特徴としては、長寿命、消費電力が少ない、応答が速い等である。エネルギーの使用の合理化等に関する法律により設けられている「トップランナー制度※」の対象となっている。

## ◆RCPシナリオ

RCPとは、Representative Concentration Pathways の略で、代表濃度経路と訳される。IPCC第5次評価報告書※では、これに基づいて気候の予測や影響評価等を行っている。RCPシナリオには、RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5の4つがあり、RCPに続く数値が大きいほど、2100年までの温室効果ガス排出が多いことを意味し、将来的な気温上昇量が大きくなる。RCP2.6は最大限の温室効果ガス排出削減対策を行い、21世紀末には温室効果ガスの排出をほぼゼロにするシナリオで、RCP8.5は追加的な温室効果ガス排出削減対策を行わず、最も地球温暖化が進行するシナリオとなっている。

## ◆ZEH/ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスおよびネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー※を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した建築物のこと。

## ◆3R

廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方をいう。発生抑制、再使用、再生利用の順で優先順位が高い。

【本文中には出てこない専門用語】

◆クールシェア・ウォームシェア

家庭のエアコンの複数使用をやめ、1部屋に集まる工夫をしたり、公共施設等を利用したりすることで、エネルギー消費を減らすことを目的とする環境配慮行動。

◆フードマイレージ

「食料輸送距離」のことで、食料の輸入相手国からの輸入量と、輸入国までの距離を乗じた値[t・km]で表される。なるべく近いところから食料を仕入れることで、輸送に伴うエネルギーが削減され、環境負荷が減るという考え。

◆ESG経営

ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字をとって作られた言葉であり、目先の利益や評価だけでなく、環境や社会への配慮、健全な管理体制の構築などによって持続可能な発展を目指すことをいう。気候変動や労働者の人権などの社会問題に関する問題意識の高まりとともに、長期的な企業の発展に不可欠な概念として普及している。

◆IPCC第6次評価報告書（AR6）

令和4年10月末時点で、第2作業部会報告書までが公表されており、第1作業部会報告書においては、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」という、人間活動による温暖化の影響について、より確信度を引き上げた表現がされている。

◆SDGs

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2016年から2030年までの国際目標。先進国、途上国全ての国を対象とし、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す目標として、17のゴールと169のターゲットから構成される。

## 6 秋田市役所環境配慮行動計画

### 第1章 計画の基本的事項

#### 1 背景

1997（平成9）年12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書※」が採択されたことに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」が制定され、地方公共団体が自らの事務および事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための計画を策定することが義務付けられました。

また、2015（平成27）年12月にCOP21において、「パリ協定※」が採択されたことに伴い、政府は新たな地球温暖化対策計画※を策定し、温室効果ガスの削減目標が定められるなど、今日、世界では、地球温暖化をはじめとする地球環境問題が、人類の将来にもかかわる重大な問題として認識されてきております。良好な環境は人類存続の基盤であるため、私たちは、この恵まれた環境を損なうことなく、よりよいものとして将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

秋田市では、表1に示すとおり、率先して市民や事業者の模範となるべく、自らの事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組むため、2000（平成12）年には「エコオフィス推進計画」を、2001（平成13）年には温対法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として「秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を策定し、他計画との統合や改定を行いながら環境負荷の低減に取り組んできました。

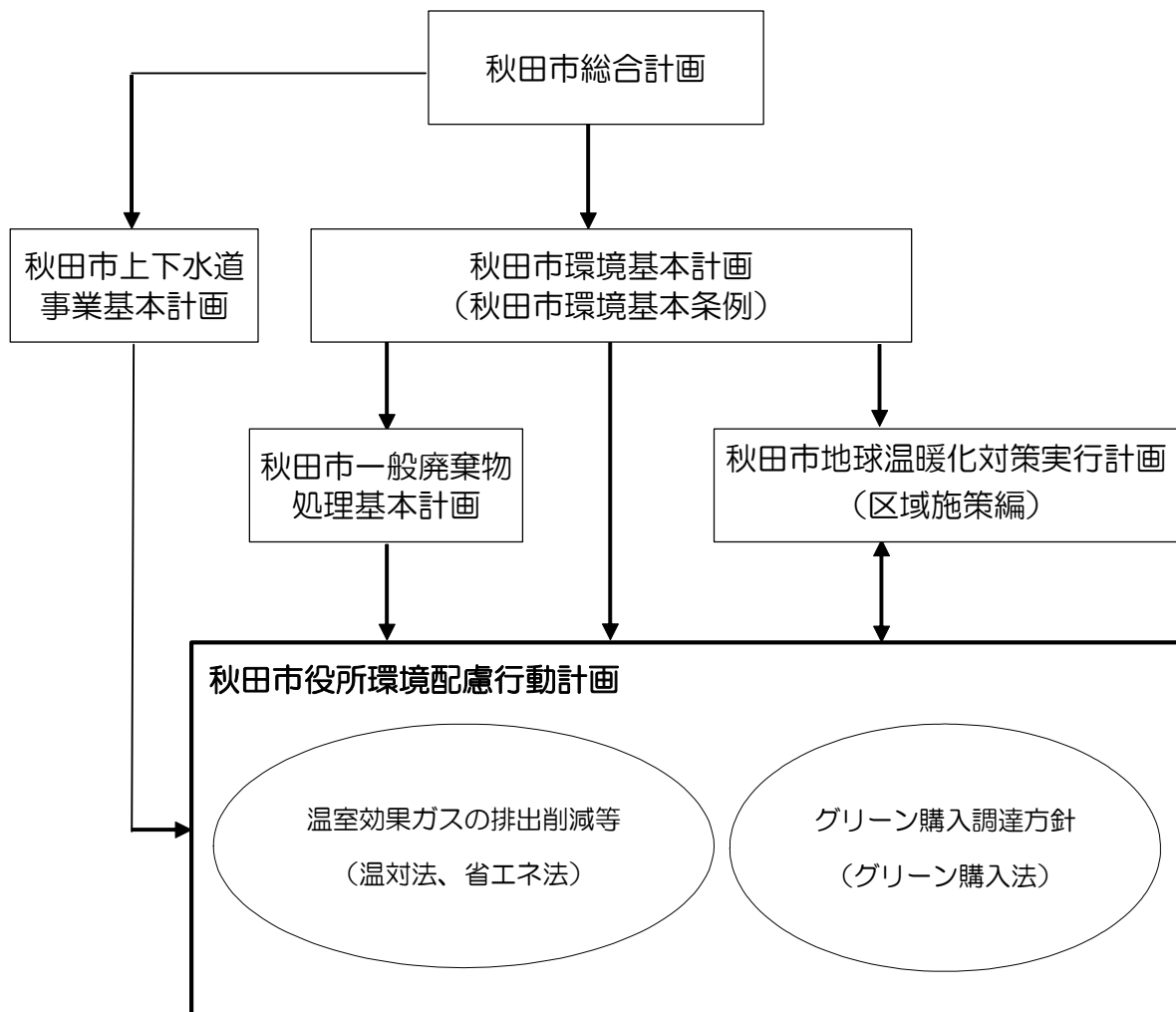
【表1 秋田市の温暖化対策に関する計画策定の経緯】

| 時期            | 内容                           |
|---------------|------------------------------|
| 2000(平成12)年2月 | エコオフィス推進計画の策定                |
| 2001(平成13)年3月 | 秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画の策定       |
| 2002(平成14)年3月 | 秋田市の環境物品等の調達を図るための方針の作成      |
| 2002(平成14)年6月 | 上記を統合した秋田市役所環境配慮行動計画の策定（第1期） |
| 2008(平成20)年4月 | 秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第2期）        |
| 2013(平成25)年3月 | 秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第3期）        |
| 2019(平成31)年3月 | 秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第4期）        |

## 2 計画の目的

本計画は、市の事務および事業における温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全および強化のための措置について定め、温対法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけるほか、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第10条第1項に規定されているグリーン購入調達方針としても位置づけます。また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）」第5条第1項の規定に基づく目標を考慮し、職員一人ひとりが環境負荷の低減に向けて、地球温暖化対策に資するあらゆる「COOL CHOICE※（賢い選択）」を推進することを目的とするものです。

## 3 計画の位置付け





## 【参考】温対法

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画※に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17 略

## 【参考】グリーン購入法

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

## 【参考】省エネ法

（事業者の判断の基準となるべき事項等）

第五条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、第百四十九条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
- 二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの
  - イ 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化
  - ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
  - ハ 廃熱の回收利用
  - ニ 熱の動力等への変換の合理化
  - ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
  - ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

2～3（略）

#### 4 計画の期間

2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化、法改正等により、必要に応じて見直しを行います。

#### 5 計画の対象範囲

全課所室校および市所有施設を対象とします。なお、公立大学法人秋田公立美術大学および地方独立行政法人市立秋田総合病院は対象外とします。

## 第2章 温室効果ガスの排出削減等

## 1 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項で規定される7つの物質のうち表2に示す4つの物質を対象とします。(※1)

【表2 温対法で規定する温室効果ガス】

| 温室効果ガス名称                     |              | 主な発生源                                    | 地球温暖化係数   |
|------------------------------|--------------|------------------------------------------|-----------|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> )  | エネルギー<br>起源  | 電気の使用、ガスの使用、灯油・重油等の使用、石炭コークスの使用、公用車燃料の使用 | 1         |
|                              | 非エネルギー<br>起源 | 廃棄物の焼却                                   | 1         |
| メタン<br>(CH <sub>4</sub> )    |              | 廃棄物の焼却、下水・し尿等の処理、その他(自動車の走行等)            | 25        |
| 一酸化二窒素<br>(N <sub>2</sub> O) |              | 廃棄物の焼却、下水・し尿等の処理、その他(自動車の走行等)            | 298       |
| ハイドロフルオロカーボン<br>(HFCs)       |              | その他(自動車の走行等)                             | 1,430(※2) |

※1 ただし、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)および三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)については、市の事務・事業との関わりが極めて小さいことから、排出量の算定対象から除きます。

※ 秋田市の事務・事業においては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテトラフルオロエタン(HFC-134a)の地球温暖化係数1,430を使用します。

## 2 物質別の温室効果ガス排出量の状況

表3に、基準年度および直近4年度の温室効果ガス排出量の内訳を示します。エネルギー起源および非エネルギー起源の二酸化炭素が温室効果ガス排出量の大部分を占めています。

【表3 物質別の温室効果ガス排出量詳細】（単位：t-CO<sub>2</sub>）

| 温室効果ガス名称            | 2013年度<br>(平成25年度) | 2018年度<br>(平成30年度) | 2019年度<br>(令和元年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 二酸化炭素<br>(エネルギー起源)  | 77,575             | 64,312<br>(-17%)   | 59,774<br>(-23%)  | 58,582<br>(-24%)  | 56,915<br>(-27%)  |
| 二酸化炭素<br>(非エネルギー起源) | 44,235             | 33,442<br>(-24%)   | 28,865<br>(-35%)  | 36,374<br>(-18%)  | 31,701<br>(-28%)  |
| メタン                 | 1,735              | 1,605<br>(-7%)     | 1,653<br>(-5%)    | 1,625<br>(-6%)    | 1,548<br>(-11%)   |
| 一酸化二窒素              | 7,268              | 5,483<br>(-25%)    | 5,020<br>(-31%)   | 4,172<br>(-43%)   | 3,761<br>(-48%)   |
| ハイドロフルオロ<br>カーボン類   | 7.9                | 7.2<br>(-9%)       | 8.2<br>(4%)       | 8.2<br>(4%)       | 8.3<br>(5%)       |
| 合計                  | 130,821            | 104,849<br>(-20%)  | 95,320<br>(-27%)  | 100,761<br>(-23%) | 93,933<br>(-28%)  |

※（ ）内は、基準年度比増減率

### 3 温室効果ガスの排出削減に係る目標

2013（平成25）年度を基準年度として、電気、ガス、石油等のエネルギー使用量の削減等に取り組むことにより、表4に示すとおり、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に基準年度比で66.3%削減することを目指します。

【表4 物質別の温室効果ガス排出量詳細】（単位：t-CO<sub>2</sub>）

| 温室効果ガス名称            | 2013年度<br>実績 | 2030年度<br>目標 | 削減率   | 備考                             |
|---------------------|--------------|--------------|-------|--------------------------------|
| 二酸化炭素<br>(エネルギー起源)  | 77,575       | 28,005       | 63.9% | 秋田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により削減率を設定 |
| 二酸化炭素<br>(非エネルギー起源) | 44,235       | 8,449        | 80.9% | 同上                             |
| メタン                 | 1,735        | 1,544        | 11.0% | 国の地球温暖化対策計画により削減率を設定           |
| 一酸化二窒素              | 7,268        | 6,047        | 16.8% | 同上                             |
| ハイドロフルオロカーボン類       | 7.9          | 3.6          | 54.8% | 同上                             |
| 合計                  | 130,821      | 44,049       | 66.3% |                                |

## 第3章 グリーン購入調達方針

## 1 方針の対象となる物品および役務

方針の対象となる物品および役務（以下「物品等」という。）は、グリーン購入法第6条により国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定されている特定調達品目とします。

その中でも、本市での取扱い数が多い5つの品目を「重点取組品目」とし、それぞれに調達率の目標を設定し取り組みます。また、重点取組品目以外においても、環境配慮物品の購入を基本とします。

環境配慮物品の判断基準および配慮事項は、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針のとおりとするほか、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースター等の第三者機関の認定する環境ラベル製品を、本方針の適合品と見なします。

また、一般に市販されている物品等のみならず、特別の注文によって調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくこととします（判断基準を満たす物品に市章等の加工を施したものについては、本方針の適合品と見なします。）。

なお、用品については、全品目が本方針に適合するため、第5章の報告の対象外とします。

## 2 調達の状況

2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの調達状況を表5に示します。全ての品目について、おおむね目標を達成しました。

【表5 調達状況】

| 重点取組品目と第4期<br>計画の目標調達率 |     | 2017年度<br>(平成29年度) | 2018年度<br>(平成30年度) | 2019年度<br>(令和元年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) |
|------------------------|-----|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 紙類                     | 95% | 97%                | 99%                | 99%               | 99%               | 99%               |
| 文具類                    | 90% | 93%                | 90%                | 84%               | 99%               | 97%               |
| OA機器                   | 95% | 96%                | 96%                | 97%               | 98%               | 97%               |
| 照明                     | 70% | 83%                | 86%                | 78%               | 84%               | 86%               |
| 制服・作業服                 | 95% | 86%                | 94%                | 99%               | 99%               | 99%               |

※網掛けは第4期計画の目標調達率を達成できなかったもの。

## 3 グリーン購入調達方針に係る目標

これまでの取組実績を踏まえた新たな目標調達率を表6に示します。

【表6 本計画における目標調達率】

| 重点取組品目 | 目標調達率 |
|--------|-------|
| 紙類     | 99%以上 |
| 文具類    | 99%以上 |
| OA機器   | 99%以上 |
| 照明     | 90%以上 |
| 制服・作業服 | 99%以上 |

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 目標達成に向けた取組の基本方針

本計画では、「一人ひとりの職員が自ら環境配慮行動を取ることで、市の事務事業に伴う環境の負荷を軽減することを基本方針とし、次の事項に取り組みます。

- (1) 職員一人ひとりによる環境配慮
- (2) 環境負荷低減のための実践行動
- (3) 環境負荷低減のための施設管理
- (4) 環境にやさしい製品やサービスの優先的な選択

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 職員一人ひとりによる環境配慮

この計画による取組の実効性を高めるためには、職員一人ひとりが環境配慮への意識を持ち、実践することが重要です。このため、職員自らが次の取組等により、環境負荷の低減に努めます。

ア 一人ひとりの職員が自ら環境配慮行動を取るための環境づくりに努めます。

イ 環境配慮行動のため、省エネルギー、紙の削減、ごみ減量などの環境配慮に関する取組を意識し、情報収集と学習に努めます。

ウ 庁内LAN等により、環境に関する情報の共有を図ります。

エ 勤務時間外においても、環境に配慮した行動に努めます。

オ 地域等での環境保全活動に積極的に参加します。

カ 各職場において、日々の環境配慮行動を通じ、職員の意識向上に努めます。

キ 環境配慮行動の取組実績を踏まえ、更なる推進に努めます。

#### (2) 環境負荷低減のための実践行動

職員は、次に掲げる事項に取り組むよう努め、資源やエネルギーの節約、廃棄物の削減等、環境負荷の低減を図ります。

ア 電気使用量等の削減

(ア) 昼休み、休憩、休息時は、原則として、窓口業務等を除き消灯します。

(イ) 執務に必要な照明のみを点灯するようにします。

(ロ) 更衣室、会議室、トイレ、倉庫、廊下などの一時的に利用する箇所は、利用時以外は消灯します。

(ハ) 冷暖房は、夏は室温28℃、冬は室温20℃を目安に設定し、過度の冷暖房とならないようにします。

- (ホ) 冷暖房時には、ブラインドやカーテンを利用して、冷暖房の効果を高めます。
- (カ) エレベーターを使用せず、階段を使用します。
- (キ) 使用していないＯＡ機器等の電源は、こまめに切ります。
- (ク) ＯＡ機器や冷暖房機器などの使用状況を把握し、長期間使用しない場合には、機器への電源を遮断し、待機電力の解消に努めます。
- (ケ) ノー残業デーを徹底するとともに、業務終了後は速やかに退庁します。

#### イ 水使用量の削減

- (ア) 食器類の洗浄や手洗い時、洗車時等には、水を流し放しにせず、節水します。
- (イ) 蛇口等の水漏れを発見した場合は、速やかに修理します。

#### ウ 用紙類の使用量削減

- (ア) 庁内ＬＡＮやＯＡ機器を活用し、用紙を節約します。
- (イ) コピー使用後はリセットボタンを押す等、コピーミスを防止します。
- (ウ) コピー、プリントは十分精査し、必要最小限にします。
- (エ) 両面コピー、縮小コピーをします。
- (オ) 会議資料等の簡素化を図ります。
- (カ) 不要紙やミスコピー紙の裏面を利用します。
- (キ) 庁内向けに連絡文書等を送付する際は、使用済み封筒を再利用します。
- (ク) 文書の収受を適正にし、紙使用の削減を図ります。
- (ケ) 重複した手持ち資料の削減を図ります。

#### エ 物品等の使用量削減

- (ア) 詰め替え可能な製品を使用します。
- (イ) 職員が机の引き出し等に重複保管している文具類等を定期的に点検し、活用します。
- (ウ) 不要な書類等の整理をします。
- (エ) 備品の有効活用を図ります。

#### オ ごみの減量

- (ア) ごみ発生量を把握し、減量に向けた取組を進めます。
- (イ) 使い捨てスプーン・ストロー（ワンウェイプラスチック）は断るなど、その発生を抑制します。
- (ウ) 食事は食べ切る、生ごみは水切りを行うなど、食品ロスの発生抑制と生ごみの減量を進めます。
- (エ) マイバッグを使用しレジ袋は削減するなど、製品のライフサイクルを意識し長く使う取組を進めます。
- (オ) ごみの分別およびリサイクルを徹底します。
- (カ) 再生できる機密書類は、シュレッダーにかけずに再生施設へ搬入しま



す。

#### カ 公用車の適正な利用

- (ア) 近距離の移動は、歩くか自転車を利用します。
- (イ) 急発進、急加速、不要なアイドリングをやめ、エコドライブ※をします。
- (ウ) 過度なエアコンの使用は控えます。
- (エ) 同一方向に行く場合は、相乗りします。
- (オ) タイヤの空気圧を適正に維持するなど、自動車の整備点検をこまめにします。
- (カ) 不要な荷物は、積載しないようにします。

#### (3) 環境負荷低減のための施設管理

市が管理する建物の維持管理および事業場等の運転管理等においては、次の事項等に努めます。

##### ア 建築物の環境性能向上

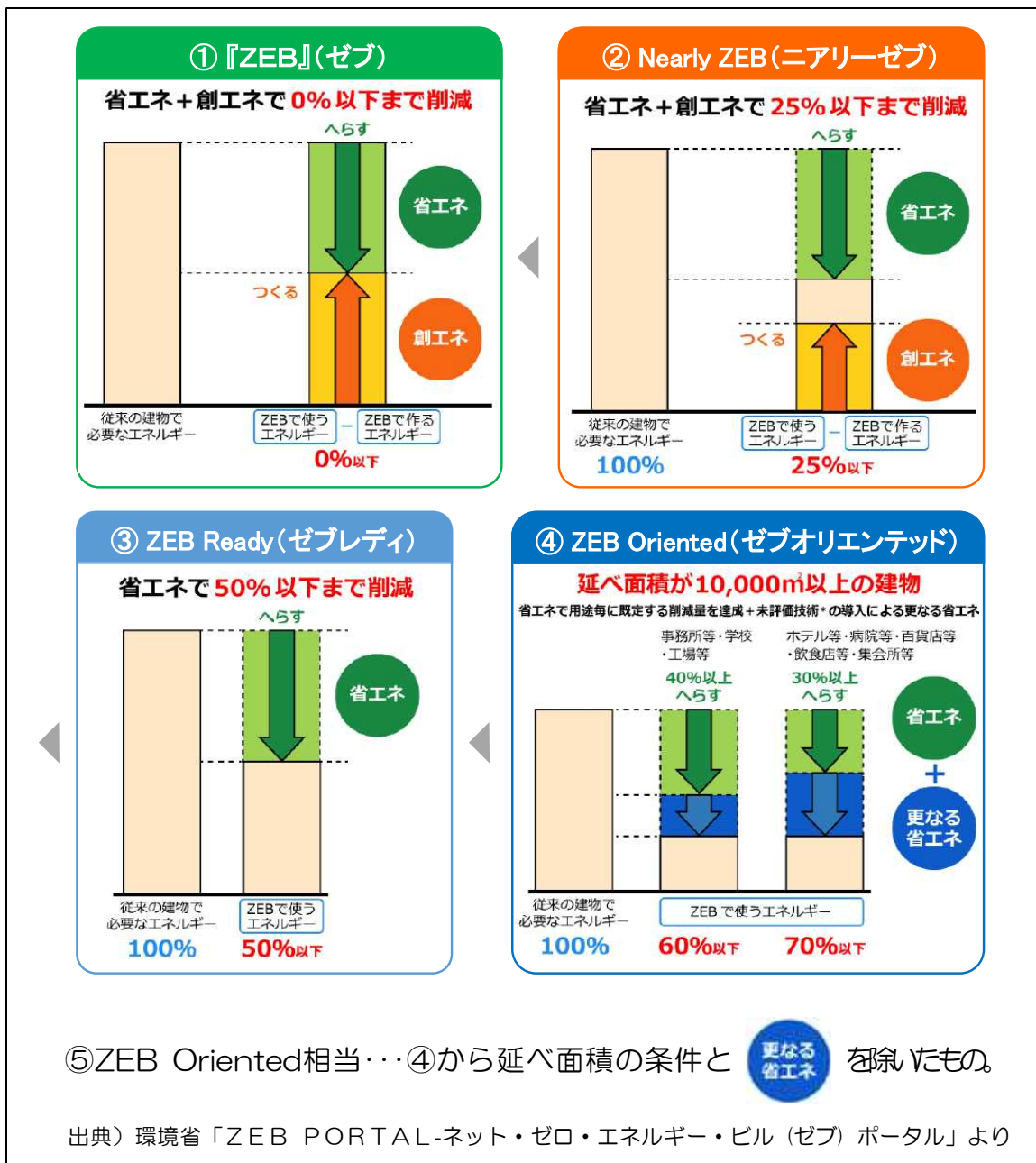
- (ア) 市が保有する庁舎等の建築物および土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを目指します。
- (イ) 今後予定する新築事業については、原則 Z E B Oriented相当以上とするとともに、2030（令和12）年度までに、新築建築物の平均で Z E B Readyと同水準となることを目指します。

#### 【参考】Z E Bの定義

Zero Energy Buildingの略で、従来の建物で必要なエネルギー（以下「基準値」という。）から50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて以

下のとおり分類される。

| 分類                 | 定義（削減量）                                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① Z E B            | 基準値から100%以上削減した建築物。                                                                                        |
| ② Nearly Z E B     | 基準値から75%以上100%未満削減した建築物。                                                                                   |
| ③ Z E B Ready      | 再生可能エネルギーの導入なしで、基準値から50%以上削減した建築物。                                                                         |
| ④ Z E B Oriented   | 基準値から30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されるものの、建築物省エネ法において現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m <sup>2</sup> 以上のもの。 |
| ⑤ Z E B Oriented相当 | 建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いたエネルギー消費量について、用途に応じて、基準値から30～40%削減した建築物。                                         |



- (り) 建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を満たすことを目指します。
- (I) 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を選択するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを検討します。
- (o) 太陽光以外の再生可能エネルギーについても、建築物の規模や構造等を考慮しつつ、可能な限り幅広く導入します。
- (カ) 設備や機器の導入、更新に当たっては、環境負荷の少ない高効率エネ

ルギー機器等を選定します。

#### イ 機器運転の最適化

- (ア) 省エネルギー診断※の受診をし、提案のあった事項に取り組みます。
- (イ) 人感センサーの設置等により照明の適正化を図ります。
- (ウ) バルブやフランチなどの保温を徹底し、放熱ロスを防ぎます。
- (エ) 天井扇や還流ファンを設置するなど、冷暖房運転の最適化を図ります。
- (オ) デマンド監視装置や冷温水ポンプへのインバータ設置などにより、電力等の使用量削減を図ります。
- (カ) ボイラ等の燃焼にあたり、排ガス中の残存酸素濃度を測定し、空気比の管理を行い、燃焼効率の最適化を図ります。
- (キ) 深夜電力の活用を図ります。

#### ウ 水の有効利用

- (ア) 節水型の設備、機器の導入等により水の有効利用を図ります。
- (イ) 水の循環利用システム等の導入を推進します。
- (ウ) トイレ設備の更新時には、雨水利用や女性用トイレへの擬音装置の設置を図ります。

#### エ 緑化の推進

- (ア) 庁舎およびその周辺の緑化を図ります。
- (イ) 敷地内の植栽、緑地、歩道等の適正な維持管理をします。

#### オ 秋田市総合環境センター管理（上記ア～エに加えて、次の事項に努めます。）

- (ア) 廃棄物発電施設の適正管理により、買電量の削減と売電量の増加を図ります。
- (イ) 運転方法や設備の継続的な改善を推進し、化石燃料使用量や電力使用量等の削減を図ります。
- (ウ) 市民や事業者の理解と協力を得て、焼却対象となる廃棄物自体の減量を推進します。

#### (4) 環境にやさしい製品やサービスの優先的な選択

市が自らの事務事業において使用する製品や提供を受けるサービスについては、環境負荷の少ない製品、原材料、サービス等を選択し、優先的に調達するよう努めます。

ア 物品等の調達に当たっては、その必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制します。

イ 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達するものとします。

ウ 環境負荷をできるだけ低減させるため、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選

択します。

エ 公用車の更新や導入の際は、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ）がない場合等を除き、電動車を最大限導入することを目指します。

### 3 重点的取組項目および目標

#### (1) 太陽光発電の導入

市有施設（敷地を含む）への太陽光発電の最大限の導入を図るため、2025（令和7）年度までに導入の可能性を調査するとともに、2030（令和12）年度までに導入可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

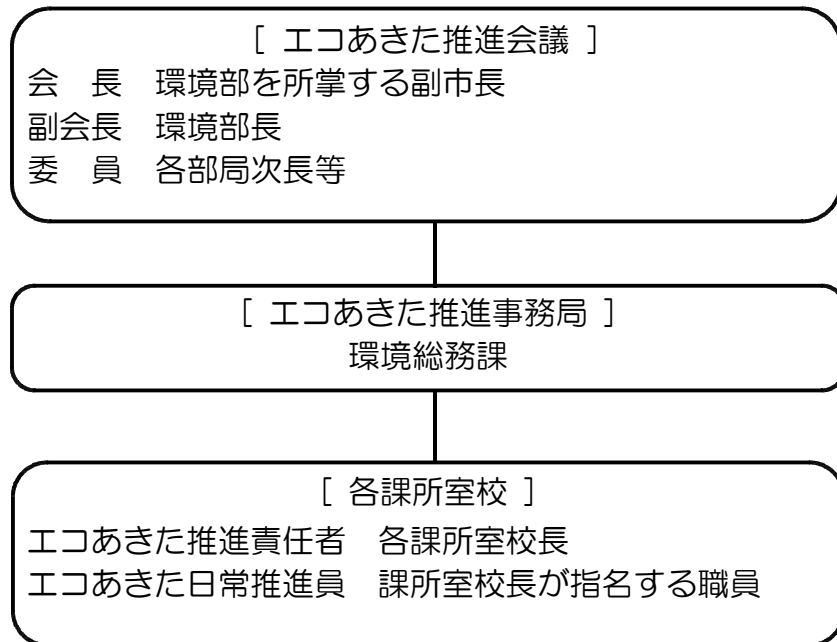
#### (2) LED照明の導入

既存の庁舎等へのLED照明の最大限の導入を図るため、2025（令和7）年度までに導入の可能性を調査するとともに、2030（令和12）年度までに導入可能な施設のすべてにLED照明を設置することを目指します。

## 第5章 計画を推進するための仕組み

### 1 推進体制

本計画の効果的な推進を図るため、図1に示す推進体制を整備します。



【図1 推進体制】

(1) エコあきた推進会議（以下、「推進会議」という。）

本計画の推進に関する事項を審議し、取組の推進のための指示等を行います。

(2) エコあきた推進事務局（以下、「推進事務局」という。）

本計画の円滑な進行管理を行うため、環境総務課に推進事務局を置き、実績の集計や公表等を行います。

また、各課所室校の取組の実態把握のため、適宜現地調査を行い、必要に応じてエネルギー削減等に向けた助言を行います。

(3) エコあきた推進責任者（以下、「推進責任者」という。）

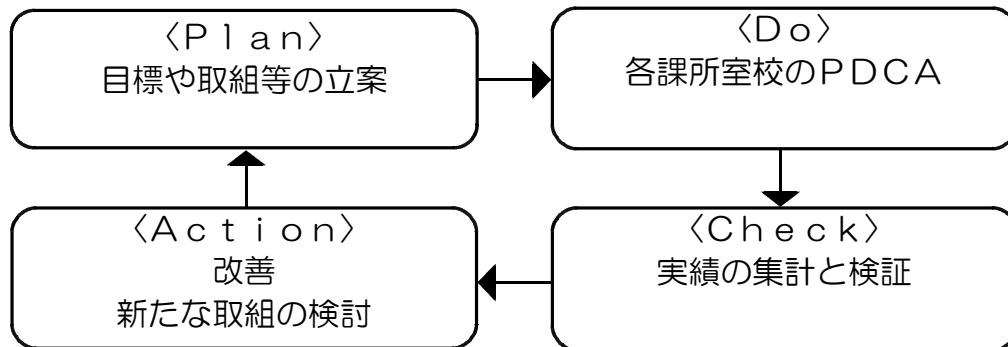
各課所室校長は、推進責任者として自らの課所室校において本計画に基づく取組を推進します。

(4) エコあきた日常推進員（以下、「日常推進員」という。）

各課所室校長から指名された職員は、日常推進員として推進責任者の指示に従い、環境配慮行動を推進します。

## 2 進行管理

本計画を着実に推進するため、環境マネジメントシステム※のPDCAサイクルの考え方と手法を取り入れ、継続的な進行管理を行います。



【図2 進行管理】

### (1) 目標や取組等の立案

推進事務局は、本計画の目標や取組等の立案を行います。

### (2) 各課所室校のPDCA

推進責任者は、本計画の目標を踏まえ、年度当初に、各課所室校における重点取組目標（Plan）および具体的な取組内容（Do）を設定し、所属職員に周知するとともに、日常推進員に対して、必要な指示をします。

また、四半期ごとに取組項目についての実績を把握し、半期に一度、取組状況を評価（Check）し、更なる推進のための改善策（Action）を整え、所属職員に周知します。

### (3) 実績の集計と検証

推進事務局は、四半期ごとに、各課所室校のPDCAおよび取組実績について推進責任者に対し報告を依頼し、報告された実績を集計するとともに、本計画の進行状況を検証します。

推進会議は、年度ごとの実績および進行状況について審議し、推進事務局に対し、必要に応じた指示等を行います。

### (4) 改善

推進事務局は、推進会議の指示等を受け、取組内容の改善や新たな取組の導入等を行います。

## 3 公表

温対法第21条第15項の規定に基づき、毎年1回、実施状況を公表します。公表媒体は秋田市ホームページとします。

## 7 秋田市ゼロカーボンシティ宣言

## 秋田市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で豪雨や猛暑などの異常気象が頻発し、私たちの生活のみならず、生態系や農林水産業にも影響・被害を与えています。

こうした状況を踏まえて、日本政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、この宣言と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）することを決定し、脱炭素化に向けたロードマップを示しました。

これまで長きにわたり受け継がれてきた本市の豊かな自然と文化を次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが強い意志を持って自らの行動を変えるとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入等、脱炭素社会の実現に向けた地域一丸となった取組が不可欠です。

よって、本市は、市民・事業者・市の協働のもと、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、持続可能な未来のために行動することをここに宣言いたします。

**秋田市地球温暖化対策実行計画  
～ゼロカーボンシティの実現にむけて～**

## 【目標】

**STEP1** 2030年度において温室効果ガス排出量を「50.1%削減」

**STEP2** 2050年までに温室効果ガス排出量を「実質ゼロ」

## 【目標達成にむけた4つの基本方針】

**基本方針1** 再生可能エネルギーの普及および利用促進

**基本方針2** 環境負荷を低減するライフスタイル・ワークスタイルの確立

**基本方針3** 温室効果ガス排出量の削減等に資する地域環境の整備

**基本方針4** 循環型社会の構築

令和5年2月14日

秋田市長

穂積 忠

